

○国土交通省告示第二百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（出雲・湖陵道路及び湖陵・多伎道路）（島根県出雲市湖陵町常楽寺地内から同市多伎町久村地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 島根県出雲市湖陵町常楽寺、三部、畑村及び二部並びに多伎町久村地内

2 使用の部分 島根県出雲市湖陵町常楽寺、三部、畑村及び二部並びに多伎町久村地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県出雲市知井宮町字政所地内の出雲インターチェンジから同市多伎町久村地内の多伎インターチェンジ（仮称）までの延長9.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道9号改築工事（出雲・湖陵道路及び湖陵・多伎道路）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道9号改築工事（出雲・湖陵道路及び湖陵・多伎道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道9号（以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、鳥取市、松江市、出雲市等を経由して下関市に至る延長約781kmの主要幹線道路である。

本路線は、島根県の県庁所在地である松江市をはじめ、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市といった県内の主要都市を連絡する唯一の主要幹線道路であり、沿線地域の日常生活及び地域間の交流を支える重要な役割を担っている。

本路線が通過する大田市は、ひらめ・かれい類が島根県下最大の漁獲量を誇るなど水産業が盛んであり、水揚げされた水産物は、本路線等を利用して関東・関西方面など県内外へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、地域住民による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成23年2月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、出雲市神西沖町字蛇島地内で20,538台/日であり、混雑度は1.29となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である島根県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成18年2月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成28年9月に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したと

ころ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハチクマ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、キンラン等、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ、ヤマトミクリ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は極めて小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオタカ、サシバ、ミサゴ及びハチクマについて営巣が確認されていることから、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて繁殖期を避けた施工等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が17箇所存在するが、このうち8箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る9箇所についても島根県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、一般国道のバイパスを、出雲市の近傍で計画されている高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線との二重投資を避けるために、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路として建設するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成18年3月14日に都市計画決定された都市計画と、のり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

なお、本件事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ2車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う附帯工事及び農業用道路の付替工事の事業計画に

についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。
したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる出雲・江津間高規格道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県出雲市役所